

平成 30 年度 第 50 回  
社会保険労務士試験 解答・解説



※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

選択式 解答一覧

【問 1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	⑦	1 か月
B	②	30 分
C	⑪	功労報償
D	⑯	デザイン
E	⑳	ろ過材及び面体を有する防じんマスク

根拠条文/A：法 21 条、B：法 67 条 1 項、C：最判 昭 52.8.9 三晃社事件、D：法 2 条 4 号、E：令 14 条の 2 第 5 号

【問 2】労働者災害補償保険法

A	④	労働保険事務組合
B	②	サービス業
C	④	25,000 円
D	④	林業
E	③	個人タクシー事業者

根拠条文/A：法 33 条 1 号、B：則 46 条の 16、C：則 46 条の 20 第 1 項、D：則 46 条の 17 第 4 号、E：法 35 条 1 項、則 46 条の 17 第 1 号、46 条の 22 の 2、昭 40.11.1 基発 1454 号

【問 3】雇用保険法

A	⑤	15 日
B	④	11 日
C	⑮	2 分の 1 箇月
D	⑰	5 年
E	⑪	100 日

根拠条文/A～C：法 14 条 1 項、D：法 61 条の 2 第 1 項、E：法 61 条の 2 第 1 項 1 号

【問 4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	②	1.26
B	⑯	東京都
C	⑫	次世代育成支援対策推進法
D	⑤	101 人
E	⑭	生産年齢人口

根拠条文/A：平成 29 年版少子化社会対策白書 3 頁参照、B：同 5 頁参照、C：同 35 頁参照、D：次世代法 12 条 1 項、E：平成 29 年版高齢社会白書 2 頁参照

【問5】社会保険に関する一般常識

A	②	3年
B	⑭	35,000円
C	⑰	脱退一時金
D	⑩	60歳以上 65歳以下
E	⑦	50歳未満

根拠条文/A: 介保法129条3項、B: 児手法6条1項1号、C: 確給法29条1項2号、D: 同法36条2項1号、E: 同法36条3項

【問6】健康保険法

A	⑭	疾病構造の変化
B	⑦	運営の効率化
C	⑬	質の向上
D	③	以前42日
E	⑩	後56日

根拠条文/A~C: 法2条、D・E: 法102条1項

【問7】厚生年金保険法

A	⑭	納入の告知又は納付の日の翌日から6か月
B	⑮	被保険者から徴収された保険料
C	⑰	専ら厚生年金保険の被保険者
D	⑧	至った日の翌日の属する月の前月
E	①	1年以内

根拠条文/A: 法83条2項、B・C: 法79条の2、D・E: 法26条1項

【問8】国民年金法

A	⑰	毎月
B	⑰	老齢基礎年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号の報告
C	⑰	納付猶予
D	⑤	1000分の7
E	⑬	取得した日の属する月から当該年金の支給の繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数（当該月数が60を超えるときは、60）

根拠条文/A: 則18条1項、B: 則18条2項、C: 平16法附則19条の2第1項、D・E: 令4条の5第1項

# 択一式 解答一覧

## ■ 労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	C	C	D	A	E	B	C	D	E

## ■ 雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	D	B	A	C	E	A	D	B	C

## ■ 健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	D	B	B	D	A	C	E	B	A

## ■ 国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	E	D	C	C	B	C	D	A	E

## ■ 労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	C	E	A	D	E	B	C	C	E

## ■ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	E	D	C	B	E	B	A	D	D

## ■ 厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	B	B	D	C	B	A	D	E	C



■ 労働基準法及び労働安全衛生法 ■

【問1】 解答 B

- ア × 昭 63.1.1 基発 1 号。設問のような取扱いは、その清算期間内における労働の対価の一部がその期間の賃金支払日に支払われないことになり、賃金の全額払いの原則に違反するため、許されない。
- イ × 昭 33.10.11 基収 6286 号。設問の「仮眠している間」は、労働時間と解されており、これを労働時間としないことは認められていない。
- ウ ○ 法 40 条、則 25 条の 2 第 1 項、昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。
- エ ○ 法 60 条 1 項、61 条 4 項。設問のとおり。
- オ ○ 法 32 条 1 項、昭 63.1.1 基発 1 号。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものは二つであるため、正解は B である。

【問2】 解答 C

- ア ○ 法 32 条の 3、89 条。設問のとおり。
- イ × 法 32 条の 4 第 3 項、則 12 条の 4 第 4 項、則附則 66 条。1 週間の労働時間の限度は、「54 時間」ではなく、「52 時間」である。
- ウ ○ 法 32 条の 4 第 1 項 4 号、平 6.5.31 基発 330 号。設問のとおり。
- エ × 法 19 条 1 項、昭 26.6.25 基収 2609 号。設問の場合も、解雇制限にかかる。
- オ ○ 昭 27.5.17 基収 1906 号。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、C（イとエ）である。

【問3】 解答 C

- A × 昭 22.11.21 基発 366 号。時間外労働に対する割増賃金率を加算する必要はない。
- B × 平 6.5.31 基発 331 号。設問の場合に休日割増賃金対象の労働になるのは、「全て」ではなく、「日曜の午後 8 時から午後 12 時まで」である。
- C ○ 昭 26.2.26 基収 3406 号。設問のとおり。
- D × 平 6.5.31 基発 331 号。設問の場合の日曜の午前 0 時から午前 3 時までの労働は、休日労働時間として計算される。
- E × 法 32 条、37 条 1 項。設問の場合の土曜における 10 時間労働のうち割増賃金支払義務の対象労働は、「8 時間」ではなく「4 時間」である。木曜及び金曜の 10 時間の労働時間のうち 8 時間を超える 2 時間は、いずれも各日の割増賃金支払義務の対象労働として取り扱われるためである。

【問4】 解答 D

- ア × 昭 22.9.13 発基 17 号、昭 22.11.27 基発 401 号。標準家族の範囲は、その時その社会の一般通念によって理解されるべきものであると解されている。

- イ × 昭 23.6.16 基収 1365 号、コンメンタール 77 頁。労働協約や就業規則等で解雇の理由が規定されていれば、それは「労働条件」にあたると解されている。
  - ウ ○ 昭 22.9.13 発基 17 号。設問のとおり。
  - エ × 平 9.9.18 基発 636 号。いわゆるインターンシップにおける学生は、使用従属関係が認められない場合には、労働者に該当しないとされている。
  - オ ○ 平 9.6.1 基発 412 号。設問のとおり。
- 以上から、正しいものの組合せは、D（ウとオ）である。

【問5】 解答 A

- A ○ 昭 23.3.17 基発 464 号。設問のとおり。
- B × 昭 22.9.13 発基 17 号。設問のような約定をすることは、労働基準法 16 条により禁止されていない。
- C × 昭 63.3.14 基発 150 号。設問の場合は、「やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に該当しないため、解雇制限期間中である設問の女性労働者を解雇することができない。
- D × 法 13 条、14 条 1 項 2 号、平 15 基発 1022001 号。設問の場合の労働契約の期間は「3 年」ではなく、満 60 歳以上の労働者との期間の定めのある労働契約の期間の上限である「5 年」となる。
- E × 法 22 条 4 項、昭 22.12.15 基発 502 号。「例示列举」ではなく、「制限列举」であり、これ以外の事項についての通信は禁止されない。

【問6】 解答 E

- A ○ 昭 61.6.6 基発 333 号。設問のとおり。
- B ○ 最判 平 2.11.26 日新製鋼事件。設問のとおり。
- C ○ 法 24 条。設問のとおり。
- D ○ 最判 昭 56.9.18 三菱重工長崎造船所事件。設問のとおり。
- E × 法 26 条、昭 23.10.21 基発 1529 号。設問の場合は、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当しないため、平均賃金の 100 分の 60 以上の手当（休業手当）を支払う必要はない。

【問7】 解答 B

- A × 昭 23.8.3 基収 2446 号。パートタイム労働者について作成する別個の就業規則は、同一事業場における就業規則の一部となるため、意見聴取も、パートタイム労働者についての就業規則のみならず、就業規則全体について行わなければならない。
- B ○ 法 89 条、平 3.12.20 基発 712 号。設問のとおり。
- C × 法 89 条 9 号。制裁の定めをしない場合には、その旨を記載する必要はない。制裁の種類及び程度に関する事項は、就業規則の相対的必要記載事項である。
- D × 昭 30.7.19 基収 5875 号。設問の場合の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、「減給の制裁の意思表示が相手方に到達した日」である。
- E × 参考：法 92 条 2 項。設問のような規定はない。

【問8】 解答 C

- A ○ 労働者派遣法 45 条 1 項・2 項、平 21 基発 0331010 号。設問のとおり。
- B ○ 労働者派遣法 45 条 3 項・11 項、平 21 基発 0331010 号。設問のとおり。
- C × 労働者派遣法 45 条 1 項・3 項、昭 61.6.6 基発 333 号。雇入れ時の安全衛生教育は、「派遣先事業者」ではなく、「派遣元事業者」に実施義務が課せられている。
- D ○ 労働者派遣法 45 条 3 項、昭 61.6.6 基発 333 号。設問のとおり。
- E ○ 労働者派遣法 45 条 15 項、平 21 基発 0331010 号。設問のとおり。

【問9】 解答 D

- A × 法 45 条 1 項、令 15 条 1 項 2 号、則 134 条の 3 第 1 項。加工材料に加える圧力が 3 トン未満の動力プレスは、定期自主検査の対象から除かれていない。
- B × 法 45 条 1 項、令 15 条 1 項 1 号、則 151 条の 22 第 1 項。最大荷重が 1 トン未満のフォークリフトは、定期自主検査の対象から除かれていない。
- C × 法 45 条 2 項、令 15 条 2 項。事業者の使用する労働者であって、厚生労働省令で定める資格を有するものに、特定自主検査を実施させることも認められている。
- D ○ 法 45 条 1 項、令 15 条 1 項 9 号、有機則 1 条 1 項 6 号ハ、20 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- E × 法 45 条 1 項、則 135 条の 2 等。「5 年間」ではなく、「3 年間」である。

【問 10】 解答 E

- A ○ 法 66 条の 10 第 1 項、法附則 4 条、令 5 条、則 52 条の 9。設問のとおり。
- B ○ 則 52 条の 9 第 1 号。設問のとおり。
- C ○ 則 52 条の 9 第 3 号。設問のとおり。
- D ○ 則 52 条の 9 第 2 号。設問のとおり。
- E × 則 52 条の 10 第 2 項、平 27 基発 0501 第 3 号。設問の監督的地位にある者であっても、受検を勧奨することは差し支えない。



## ■ 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

### 【問1】 解答 A

- A ○ 平 23 基発 1226 第 1 号。設問のとおり。
- B × 平 23 基発 1226 第 1 号。業務による強い心理的負荷とは、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を「主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるか」という観点から評価されるものであるとされている。
- C × 平 23 基発 1226 第 1 号。「強」、「弱」の二段階ではなく、「強」、「中」、「弱」の三段階に区分することとされている。
- D × 平 23 基発 1226 第 1 号。「120 時間」ではなく、「160 時間」である。
- E × 平 23 基発 1226 第 1 号。「発病前 6 か月以内の行為のみ」とある部分が誤りである。いじめやセクシャルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の 6 か月よりも前にそれが開始されている場合でも、「発病前 6 か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為」を評価の対象とすることとされている。

### 【問2】 解答 C

- A × 法 12 条の 8 第 3 項。「1 年を経過した日」ではなく、「1 年 6 か月を経過した日」である。
- B × 法 12 条の 8 第 4 項。介護補償給付は、病院又は診療所に入院している間に行われない。
- C ○ 法 19 条の 2。設問のとおり。
- D × 法 13 条 2 項 4 号・5 号。「居宅における療養に伴う世話その他の看護」も、政府が必要と認めるものは、療養の給付の範囲に含まれる。
- E × 則 12 条の 2 第 1 項・2 項。事業主の証明を受けなければならないのは、③及び「⑥」ではなく、③及び「④」についてである。

### 【問3】 解答 E

- A ○ 法 45 条。設問のとおり。
- B ○ 法 47 条。設問のとおり。
- C ○ 法 46 条。設問のとおり。
- D ○ 法 48 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- E × 法 49 条 1 項。報告を命ずることができる。

### 【問4】 解答 A

- ア ○ 法 11 条 1 項。設問のとおり。
- イ ○ 法 11 条 2 項。設問のとおり。
- ウ ○ 法 11 条 4 項。設問のとおり。
- エ × 法 43 条。労災保険法等に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関

する規定が準用される。

オ ○ 法 3 条 1 項、労基法 9 条。設問のとおり。

以上から、誤っているものは一つであるため、正解は A である。

【問5】 解答 D

A ○ 法 14 条 1 項、昭 40.7.31 基発 901 号。設問のとおり。

B ○ 昭 40.9.15 基災発 14 号。設問のとおり。

C ○ 法 18 条 2 項。設問のとおり。

D × 法 14 条 1 項等。会社の所定休日においても、要件を満たせば、当該所定休日分の休業補償給付は支給される。

E ○ 法 14 条 1 項。設問のとおり。

【問6】 解答 E

A ○ 則 14 条 4 項。設問のとおり。

B ○ 参考：法 15 条の 2。設問のとおり。

C ○ 則 14 条 5 項。設問のとおり。

D ○ 平 27 基補発 1222 第 1 号。設問のとおり。

E × 則 14 条 3 項。設問の②の場合は、「第 2 級」ではなく、「第 1 級」となる。第 5 級以上に該当する障害が 2 以上あるときは、重い方の障害等級を 3 級繰り上げる。

【問7】 解答 B

A ○ 法 26 条 1 項。設問のとおり。

B × 法 26 条 2 項 2 号、平 13.3.30 基発 233 号。特定保健指導は、医師又は「保健師」により行われる。「歯科医師」ではない。なお、特定保健指導の内容に栄養指導が含まれる点は、正しい。

C ○ 法 26 条 3 項。設問のとおり。

D ○ 法 27 条、則 18 条の 17。設問のとおり。

E ○ 則 18 条の 19 第 1 項。設問のとおり。

【問8】 解答 C

A ○ 法 9 条、則 76 条 2 号。設問のとおり。

B ○ 法 9 条、昭 40.7.31 基発 901 号、コンメンタール 196 頁参照。設問のとおり。

C × 昭 40.7.31 基発 901 号。設問の申請は、「当該（新たに開始した）事業」ではなく、「指定事業」に係る所轄都道府県労働局長に対して行う。

D ○ 法 7 条、昭 40.7.31 基発 901 号。設問のとおり。

E ○ 昭 40.7.31 基発 901 号。設問のとおり。

【問9】 解答 C

ア ○ 法 17 条 1 項、コンメンタール 365 頁参照。設問のとおり。

イ × 参考：法 17 条、19 条 6 項。一般保険料率等の引下げを行ったときに、その分の



保険料の還付が行われる旨の設問のような規定はない。

- ウ ○ 則 26 条、38 条 4 項・5 項。設問のとおり。
- エ × 則 31 条。追加徴収される概算保険料についても、当初の概算保険料を延納している事業主であれば、延納をすることができる。
- オ × 参考：法 15 条 3 項、16 条。増加概算保険料については、いわゆる認定決定が行われる旨の設問のような規定はない。

以上から、誤っているものは三つであるため、正解は C である。

【問 10】 解答 E

- A × 法 21 条の 2 第 1 項、則 38 条の 4。設問は、カッコ内の記述が誤りである。概算保険料を延納する場合も、口座振替による納付をすることができる。
- B × 則 38 条 1 項・2 項 6 号。設問の場合は、労働基準監督署を経由して提出することができる。これらの申告書の提出先が所轄都道府県労働局歳入徴収官である点は正しい。
- C × 則 38 条の 4。増加概算保険料の納付については、口座振替による納付の対象とならない。
- D × 法 21 条の 2 第 1 項。口座振替の承認は、労働保険料の納付が確実に認められれば「必ず行われる」のではない。労働保険料の納付が確実に認められ、「かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り」、行うことができる。
- E ○ 則 38 条の 4。設問のとおり。



## ■ 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

### 【問1】 解答 E

- ア ○ 法 56 条の 3 第 1 項、則 82 条 1 項 1 号・2 項 2 号。設問のとおり。
- イ ○ 法 58 条 1 項、則 86 条 2 号。設問のとおり。
- ウ ○ 法 56 条の 3 第 3 項 2 号、則 83 条の 2。設問のとおり。
- エ × 法 56 条の 3 第 1 項 1 号口、則 82 条の 2。設問の場合には、再就職手当を受給することができる。
- オ × 則 100 条の 6。設問の場合でも、要件を満たす限り、求職活動関係役務利用費を受給することができる。

以上から、誤っているものの組合せは、E（エとオ）である。

### 【問2】 解答 D

- A ○ 行政手引 20351。設問のとおり。
- B ○ 行政手引 20352。設問のとおり。
- C ○ 行政手引 20351。設問のとおり。
- D × 行政手引 20351。特定非営利活動法人（NPO法人）の役員は、雇用関係が明らかかな場合には、被保険者となる。
- E ○ 行政手引 20351。設問のとおり。

### 【問3】 解答 B

- A × 行政手引 50502。設問の給付額は、賃金とは認められない。
- B ○ 行政手引 50502。設問のとおり。
- C × 行政手引 50503。設問の場合において、退職日の翌日以後の分に相当する金額は賃金日額の算定の基礎に算入されない。
- D × 法 17 条 2 項 1 号。設問のような規定はない。なお、賃金が出来高払制によって定められている者に係る賃金日額については、最低保障額が定められている。この最低保障額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の「6 ヶ月間」に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び 3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を「当該最後の 6 ヶ月間に労働した日数」で除して得た額の「100 分の 70 に相当する額」である。
- E × 行政手引 50609。未払額を「除いて」賃金額を算定するのではない。未払賃金のある月については、未払額を「含めて」算定する。

### 【問4】 解答 A

- ア × 則 32 条 1 号～3 号。精神障害者も含まれる。
- イ ○ 法 22 条 2 項。設問のとおり。
- ウ ○ 則 32 条 4 号。設問のとおり。
- エ ○ 行政手引 50304。設問のとおり。
- オ ○ 行政手引 50304。設問のとおり。

以上から、誤っているものは一つであるため、正解はAである。

【問5】 解答 C

- A ○ 則 36 条 5 号ホ。設問のとおり。
- B ○ 則 36 条 6 号。設問のとおり。
- C × 則 36 条 5 号ロ。「80 時間を超える」ではなく、「100 時間を超える」である。
- D ○ 則 35 条 2 号。設問のとおり。
- E ○ 則 36 条 7 号。設問のとおり。

【問6】 解答 E

- A × 法 61 条の 6 第 6 項 1 号。介護休業給付金を支給しないのは、「4 回以上」の介護休業をした場合における「4 回目」以後の介護休業についてである。
- B × 法 61 条の 6 第 1 項、行政手引 59802。介護休業給付の対象家族たる父母には、養父母も含まれる。
- C × 法 61 条の 6 第 6 項 2 号。介護休業を支給しないのは、設問の日数が「60 日」ではなく、「93 日」に達した日後の介護休業についてである。
- D × 行政手引 59802。設問の場合においては、派遣先に派遣されていた期間も、同一の事業主の下における雇用実績となり得る。
- E ○ 行政手引 59861。設問のとおり。

【問7】 解答 A

- ア ○ 則 3 条、行政手引 22001。設問のとおり。
- イ × 行政手引 20106。それぞれの部門が独立した事業と認められる場合には、「すべての部門」ではなく、「適用事業に該当する部門のみ」が適用事業となる。
- ウ × 行政手引 20105。設問の事業は、任意適用事業とならない。雇用保険法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、その労働者の数のいかににかかわらず、適用事業として取り扱う必要はない。
- エ × 法 69 条 3 項。失業等給付に関する審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなされる。
- オ × 法 69 条 1 項。雇用保険審査官に審査請求をすることはできない。雇用保険二事業に関する処分についての不服に関しては、一般法である行政不服審査法に基づいて、審査請求をするか、又は裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

以上から、正しいものは一つであるため、正解はAである。

【問8】 解答 D

- A × 法 22 条 1 項 1 号。設問の日雇労働被保険者に係る印紙保険料の額は、「176 円」である。「その労働者に支払う賃金の日額に 1.5% を乗じて得た額」ではない。
- B × 整備省令 17 条 1 項。一元適用事業であっても、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業として一般保険料の額を算定することがある。

- C × 法 11 条 3 項、則 12 条 1 号。「常に」ではない。請負による建設の事業のうち、「賃金総額を正確に算定することが困難なもの」について、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を賃金総額とする。
- D ○ 平 30 厚労告 19 号。設問のとおり。
- E × 法 12 条 2 項。「過去 5 年間」ではなく「過去 3 年間」である。その他の記述は正しい。

【問9】 解答 B

- ア × 法 11 条 2 項。設問後半のような規定はない。労働保険料の算定の基礎となる賃金総額に、設問のような労働者に支払われる賃金も含めて、算定する。
  - イ ○ 法 19 条 1 項、則 38 条 1 項。設問のとおり。
  - ウ ○ 法 15 条 1 項。設問のとおり。
  - エ × 則 38 条 1 項・2 項 1 号・6 号。設問の場合（口座振替の申出の承認を受けている場合）は、日本銀行を経由して当該申告書を提出することができない。
  - オ ○ 則 1 条 3 項 2 号、38 条 2 項 5 号、整備省令 18 条。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、B（アとエ）である。

【問 10】 解答 C

- A × 報奨金令 1 条 1 項 1 号・2 号。カッコ内の「延滞金を除く」という記述が誤りである。ここでいう「前年度の労働保険料」には、当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金が含まれる。その他の記述は正しい。
- B × 報奨金令 1 条 1 項 1 号。完納していた場合に限らない。対象となる事業に係る前年度の労働保険料等につき、その確定保険料の額の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていれば、報奨金の交付を受けることができる。
- C ○ 昭 52.7.28 労徴発 45 号（労働保険事務組合報奨金交付要領）。設問のとおり。
- D × 報奨金則 2 条 1 項。設問の申請書は、「所轄公共職業安定所長」ではなく、「所轄都道府県労働局長」に提出する。
- E × 報奨金令 2 条 1 項。「2 千万円」ではなく、「1 千万円」以下の額である。

